

社会に開かれた姿勢の良い 企業グループをめざして

「大阪ガスグループ企業行動基準」の制定

規制緩和によるエネルギー市場への競争導入等の制度改革、経済活動のグローバル化等の進展に伴い、企業活動の社会性、公正さ（フェアネス）が厳しく問われることになり、コンプライアンスは、価格、品質に次ぐ第三の競争力といわれるほど、投資家、消費者、一般社会から注目されるものとなっている。

当社および一〇〇社を超える関係会社からなる大阪ガスグループでは、お客さま価値、株主価値、社会価値の三つの価値の増大を目指す「価値創造の経営」をグループ企業共通の企業理念として、企業活動を展開している。社会に開かれた姿勢の良い会社として活動していくため、一九九八年四月には「大阪ガス企業行動指針」「大阪ガス関係会社企業行動指針」を制定し、さらにこれらをより具体化したものとして、二〇〇〇年二月に一四項目からなる「大阪ガスグループ企業行動基準」を制定した。二〇〇〇年度も、社会価値の増大の一つであるコンプライアンスの強化を経営方針の一つとして掲げて活動している。

大阪ガスグループ企業の行動基準は、関係会社も含めた役員・従業員のすべてを対象としており、基準を記した冊子の配布や社内誌・社内ビデオニュースでの周知活動を行った。また、二回にわたる組織長および関係会社代表者を対象に説明会を開催し、さらに、組織内・関係会社各社で本基準に基づく業務総点検を実施した。

コンプライアンス室の設置

二〇〇一年一月には、本基準をさらに定着させるため、総務部内に専任組織として「コンプライアンス室」を設置した。コンプライアンス室が取り組む施策は以下のとおりである。

○大阪ガスグループの企業行動基準の周知・教育
今後、より一層本基準が事業活動の隅々まで浸透するよう、定期的・継続的な講演会・研修会の開催や事例集・教育用ビデオによる周知・教育活動を行っていく予定である。

○企業行動基準に基づく業務総点検の促進とモニタリングの実施
日常業務について、企業行動基準に則った適正なものかどうか、継続的な業務総点検を推進するとともに、モニタリングを行う。

「大阪ガスグループ企業行動基準」項目 はじめに（社長メッセージ）

- I. 良き企業市民としての行動基準
 1. 人権の尊重
 2. 環境保全への配慮
- II. 製造・供給活動における行動基準
 3. ガス事業者としての責務
 4. 製品等の安全性の確保
- III. 取引活動における行動基準
 5. 独占禁止法の遵守
 6. 公正な取引の実施
 7. お客さまとの応対
 8. 関係先・取引先との交際
- IV. 情報管理における行動基準
 9. 情報の取り扱いと公開・開示
 10. 知的財産等の取り扱い
- V. 職場における行動基準
 11. 安心して働ける環境の整備
 12. 雇用と処遇等
- VI. 社会に対する行動基準
 13. 反社会的勢力との対峙・利益供与の禁止
 14. 適正な納税